

# 平成二十一年六月 定例会の概要

平成二十一年六月定例会は、六月二十五日に開会し、七月十四日まで二十日間の会期で開かれました。定例会初日の二十五日には、市長提出の議案の上程、説明の後、議長、副議長の辞職に伴う選挙のほか、任期満了に伴う各常任委員会委員、議会運営委員会委員の選任が行われました。

二十九日から二日には、十五名の議員の一般質問が行われ、一般質問終了後、市長提出の議案に対する質疑が行われ、引き続き各議案の委員会付託が行われました。

三日、六日から七日及び九日には、各常任委員会、予算審査特別委員会が開かれ、付託された議案の審査が行われました。

最終日の七月十四日には、各常任委員長、予算審査特別委員長の委員会審査結果報告を受けて、各委員長報告に対する質疑、討論、採決が行われました。また、追加議案として、平成二十一年度島原市一般会計補正予算（第三号）の上程、説明が行われ、委員会付託を省略し、討論、採決が行われました。

市長提出の議案は四議案を可決し、人権擁護委員の候補者の選任について同意しました。また、島原地域広域市町村圏組合議会議員、県中央南広域環境組合議会議員、南高北東部環境衛生組合議会議員、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、農業委員会委員の推せんを行い、委員会提案による「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書、「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」、「教育予算の充実、次期教職員定数改善を求める意見書」を可決しました。

また、議員提案の「島原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」二議案及び「島原市議会議員の定数条例の一部を改正する条例」については否決しました。

## 議会ひとくちメモ (19)

○委員の任期とは

常任委員、議会運営委員及び特別委員の在任期間のことをいいます。

常任委員、議会運営委員は、条例に特別の定めがない限り、議員の任期中在任すると地方自治法に規定されています。これは、委員会の審査、調査を充実する上で、所管事務に精通させることが望ましいという趣旨からです。しかし、同一の委員会に任期中所属し固定化することは、所管外の事項について関心が薄くなり、視野が狭くなるという弊害も考えられます。そこで、条例でこれと異なる任期を定めることが認められています。本市の場合、委員の任期は二年とされています。

一方、特別委員は、原則として当該特別委員会に付議された事件が当該議会において審議されている間存在するものとされています。したがって、任期は特定されておらず、付託事件の審査結果が本会議に報告され、採決により可否の決定をみた場合のほか、審議未了の場合や当該事件の撤回が本会議で承認された場合には、自動的に特別委員の地位を失います。この場合には、当該特別委員会も自動的に消滅します。

## 島原市議会はケーブルテレビ

FMラジオで放送されています。

カボチャテレビ・ひまわりテレビ

FMしまぼり(88.4メガヘルツ)

## 会期日程

六月

二十五日 本会議 議案上程、説明、議会運営委員・常任委員の選任

二十六日 休会 (議案調査)

二十七日 休会

二十八日 休会

二十九日 本会議 一般質問

三十日 本会議 一般質問

七月

一日 本会議 一般質問

二日 本会議 一般質問、議案質疑、委員会付託

三日 委員会 付託案件審査

四日 休会

五日 休会

六日 委員会 付託案件審査

七日 委員会 付託案件審査

八日 休会

九日 委員会 付託案件審査

十日 休会 (議事整理)

十一日 休会

十二日 休会

十三日 休会 (議事整理)

十四日 本会議 委員会審査報告、表決